

宮城地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

宮城労働局一般公示第 10 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、宮城県自動車小売業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、宮城県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む。）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「宮城地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を推薦されたい。

令和 7 年 8 月 26 日

宮 城 労 働 局 長 松 瀬 貴 裕

記

宮城地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、宮城県の区域内で自動車小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、宮城県の区域内で自動車小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

- (1) 推薦の方法
推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。
- (2) 推薦締切期日
令和 7 年 9 月 9 日（火）
- (3) 推薦書の提出先
宮城労働局労働基準部賃金室
(〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第四合同庁舎)

令和 年 月 日

宮 城 労 働 局 長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

労働者代表

宮城地方最低賃金審議会宮城県自動車小売業最低賃金専門部会の

委員の候

使用者代表

補者として下記の者を内諾書・略歴書を添付のうえ推薦します。

記

ふりがな 氏 名	年齢	現職（現在の職業、所属団体、 地位をすべて記入すること）	略 歴

内 諾 書

宮城地方最低賃金審議会宮城県自動車小売業最低賃金専門部会委員に
任命されましたときは就任することを内諾します。

令和 年 月 日

ふりがな
氏名

(連絡先の名称及び電話番号を記入願います。)

_____Tel_____

宮 城 労 働 局 長 殿

書 歷 略

ふりがな
氏名

生年月日 年 月 日

現住所 下

[illegible]